

議案第 62 号 北海道新型コロナウイルス感染症対策地域医療支援基金条例案

北海道新型コロナウイルス感染症対策地域医療支援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から本道の地域医療を守るとの趣旨で納付された個人又は団体からの寄附金等を積み立て、新型コロナウイルス感染症の患者に対応する医療従事者等への支援、医療用資機材の整備その他の新型コロナウイルス感染症に関し本道の地域医療を支援するための事業に要する経費の財源に充てるため、北海道新型コロナウイルス感染症対策地域医療支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一

般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

説 明

本道の地域医療を守るとの趣旨で納付された寄附金等を積み立て、新型コロナウイルス感染症の患者に対応する医療従事者等への支援、医療用資機材の整備等の事業に要する経費の財源に充てるための基金として、北海道新型コロナウイルス感染症対策地域医療支援基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。